

広陵町営石塚霊園合葬墓のご案内



- 1 合葬墓の概要
- 2 使用資格
- 3 記名板
- 4 使用の流れ（申請から埋蔵まで）
- 5 その他の申請について
- 6 使用上の注意
- 7 アクセス



広陵町 住民環境部 環境政策課

〒635-8515 北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
TEL: 0745-55-1001 (代表)

1. 合葬墓の概要

合葬墓は、ご遺骨を共同で埋蔵する施設です。町が将来にわたって管理していくため、「お墓がない」「お墓を継ぐ人がいない」という方でも安心して利用することができます。

基本事項	名称	広陵町営石塚霊園合葬墓
	使用料	50,000円/体 (使用許可時に一括納入。毎年の管理料は必要ありません。)
	記名板使用料	25,000円/枚 (希望者のみ)
	募集時期	随時受付 (平日8:30~17:00)

全体



納骨室



献花台

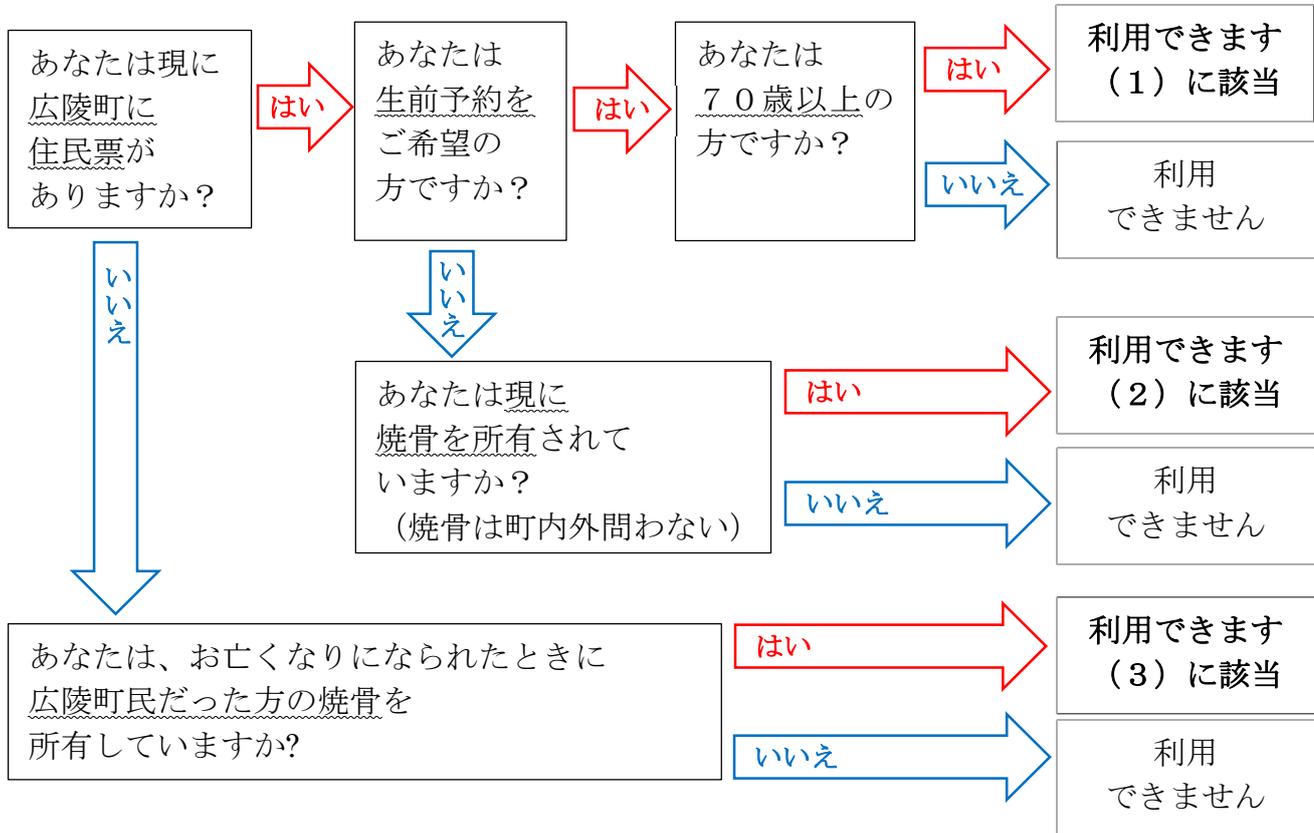


記名板



2. 使用資格

- (1) 自らの焼骨の埋蔵を希望する70歳以上の町民の方（生前予約）
- (2) 埋蔵する焼骨を所有されている町民の方
- (3) 死亡時に町民であった方の焼骨を所有されている方



3. 記名板

合葬墓に、埋蔵された方のお名前及び没年月日を記した記名板を設置します。記名板の設置は任意（有料）です。

使 用	埋蔵された方1名につき1枚
規 格	ステンレス製（縦2cm×横10cm）
配 置	埋蔵後に町が随時配置（位置の指定不可）
記 載 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名（住民票・埋火葬許可証等に記載された氏名） ・死亡年月日（年号表記）
イメージ図	

4. 合葬墓使用の流れ（申請から埋蔵まで）

生前予約の方 …合葬墓の利用状況等を考慮して、広報及びホームページで定期的に募集させていただき申し込み出来ます。

手順：①⇒②⇒③⇒④⇒⑤⇒⑥⇒⑦

焼骨所有者の方…随時受付致します。

手順：①⇒②⇒④⇒⑤⇒⑥⇒⑦

① 使用 申請

使用資格をご確認の上、必要書類をご提出ください。

申請書：「広陵町合葬墓使用許可申請書（第1号様式の2）」

添付書類：「申請者の住民票の写し」

「合葬者の死亡時の住所が分かる書類（生前予約者は不要）」

提出先：住民環境部 環境政策課（役場1階）

受付時間：平日 8：30～17：00

② 納入 決定

使用者に「納入通知書」及び「納付書」を郵送しますので、納入通知書のとおり使用料を納入していただきます。

納入が確認でき次第、「広陵町合葬墓使用許可証」をお渡し又は郵送します。

③ 承 継

生前予約をされた使用者が亡くなられた時は、承継される方が承継の手続きを行った後、焼骨を埋蔵します。

申請書：「広陵町合葬墓承継使用許可申請書（第9号様式の2）」

添付書類：「広陵町合葬墓使用許可証」

「承継者の住民票謄本」「承継を証明する書類（除籍謄本等）」

※書換え手数料として、1,000円頂戴します。

④

埋
蔵
予
約

ご希望の埋蔵日時を、電話でご予約ください。

埋蔵日時：平日（彼岸、盆、年末・年始を除く）

① ～ ④ の時間帯の内1コマ

① 9：00～9：30 ② 10：00～10：30

③ 15：00～15：30 ④ 16：00～16：30

予約先：住民環境部 環境対策課（TEL：0745-55-1001）

受付時間：平日 8：30～17：00（年末・年始を除く）

※他の使用者の予約や、墓地維持管理のため、ご希望の日時に予約をお受けできない場合があります。

⑤

埋
蔵
申
請

埋蔵予定日の7日前までに、必要書類をご提出ください。

申請書：「合葬墓埋蔵届（第11号様式）」

添付書類：「広陵町合葬墓使用許可証」

「埋火葬許可書または火葬執行証明書または改葬許可証」

提出先：住民環境部 環境政策課（役場1階）

受付時間：平日 8：30～17：00（年末・年始を除く）

⑥

埋
蔵
許
可

「合葬墓焼骨埋蔵許可通知書」、および納骨袋（布製）を郵送します。

⑦

埋 蔵

予約時間に合葬墓前にお越してください（時間は厳守し、変更が生じた場合は速やかにご連絡ください）。

・焼骨（あらかじめ納骨袋に移してください。）、「広陵町合葬墓使用許可証」および「合葬墓焼骨埋蔵許可通知書」をご持参ください。

⇒広陵町合葬墓使用許可証および合葬墓焼骨埋蔵許可通知書を、埋蔵に立ち会う職員に合葬墓前にてお渡してください。

⇒広陵町合葬墓使用許可証は、埋蔵日と立会者欄を記入した後、使用者に返還します。

・埋蔵できるのは、使用許可を受けた焼骨のみです。

⇒骨壺は埋蔵できません。

⇒焼骨はご遺族で埋蔵していただきます。

⇒一度埋蔵された焼骨は、取り出すことはできません。

・埋蔵の際には、他の墓参者へのご配慮をお願いします。

⇒職員は、宗教行事には立ち会いません。

⇒その他、使用上の注意を遵守してください。

※申請時に記名板を申し込みされた場合、記名板を町の方で随時設置いたします。

手続きは以上となります。なお、今後管理料等の費用が発生することはありませんので、ご安心ください。

(1) 広陵町合葬墓使用許可証を紛失された場合

「広陵町霊園使用許可証再交付申請書（第8号様式）」を提出ください。

※再交付手数料として、500円頂戴します。

(2) 使用者の氏名、住所、本籍に変更が生じた場合

変更が生じた日から14日以内に、「住所等変更届（3号様式）」を提出ください。

添付書類：広陵町合葬墓使用許可証

変更後の住民票の写しその他変更事由がわかる書類

※書換え手数料として1,000円頂戴します。

(3) 合葬墓を使用しなくなったとき

「広陵町合葬墓使用中止届（第13号様式）」をご提出ください。

添付書類：広陵町合葬墓使用許可証

印鑑証明書

※納入された使用料の返還をしますので、振込先の通帳をご持参ください。

各種申請書提出先： 住民環境部 環境政策課（広陵町役場1階）

6. 使用上の注意等

- ・ 供物は持ち帰ってください。
- ・ 線香立は設置しておりませんので、線香、ろうそく等は置かないでください。
- ・ 他の方が埋蔵中の間は、ご参拝いただけません。
- ・ 埋蔵時以外は合葬墓の独占使用はできません。お互いに譲り合ってご参拝ください。
- ・ 町では供養行事などは行っておりません。
- ・ 霊園の施設を損傷し、又は汚損することは条例で禁止されております。

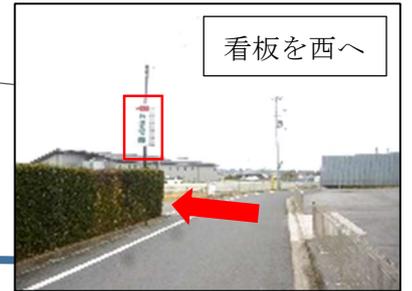
7. アクセス

石塚霊園までの地図



住所

奈良県北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方530番地1



石塚霊園内の地図

